

BIG 2 Pass(ビッグ2パス) 購入申込書

下記規定を承諾される方は✓を記入してください。

各エリア独自のシーズン券がございます。ご確認いただいた上でご購入いただける方は✓をお願い致します。

平成 年 月 日

氏名	フリガナ	男・女	歳
	〒		
住所	フリガナ	写真 24mm×30mm 1枚貼付 1枚同封	
	〒		
電話	-	-	
郵送希望先	※上記住所と異なる場合のみ記入 〒		

※ご購入いただいたお名前、ご住所などの個人情報は、シーズン券の発送、シーズン券のご案内、及び各スキー場のご案内以外の目的では使用いたしません。

(キリトリセン)

共通シーズン券(2016/2017) 使用規定

(下記規定をご承諾の上ご利用願います)

ウィンターシーズン:2016年11月19日～2017年5月7日

■使用方法について

- ①共通シーズン券ご購入者にはIDカードと現地リフト券への交換用のリフト引換券(以下引換券という)冊子を発行します。
- ②引換券及びIDカードではリフトに搭乗することはできません。スキー場のリフト券売り場、またはスキー場の事務所等で引換券をリフト券と交換のお手続きを頂きます。
- ③リフト券に交換の際、IDカードをご提示の上、引換券とリフト券を引き換えてご利用ください。初回ご利用時は、リフト券の保証金として志賀高原では500円をお預り致します。野沢温泉では必要ございません。
- ④志賀高原及び野沢温泉で2回目以降のご利用時は、IDカード及び引換券の他に前回使用したリフト券が必要になります。前回と違うスキー場をご利用の際は、保証金の差額が発生致しますのご了承をお願いいたします。(詳細は窓口にお問合せください。)利用後リフト券を返却しないようお願い致します。リフト券への交換の際、他地区のリフト券もお預かり致します。
- ⑤今シーズンの利用が終了する際にリフト券をご返却ください。その際に保証金をご返金致します。
- ⑥リフト券に交換の際、1日券には1枚、2日券には2枚と、引換を希望する日数の引換券が必要になります。最長3日券まで交換可能です。詳細は係員にお尋ねください。
- ⑦引換券のリフト券への交換は1日1回に限り可能です。同一日に複数回交換する事はできません。また、複数日券に交換された場合はその日数が経過するまでは新たなリフト券への交換はできません。(リフト券に交換後、リフト券を紛失した場合も同様の取り扱いになります。)
- ⑧引換券の払戻し及び、残枚数の払戻しは一切致しません。
- ⑨券種の変更及び追加現金精算による券種の変更は致しません。
- ⑩引換券を切り離した場合は無効となります。
- ⑪引換券の冊子が終了した場合は巻末の申請書に必要事項をご記入の上、IDカードを提示しリフト券売り場で新たな冊子を受け取ってください。

■利用範囲について

下記の施設で2016年11月19日～2017年5月7日までご利用いただけます。ただし、積雪状況により安全の確保ができないと判断される場合は、有効期間が変更になる場合がございます。

- ①志賀高原の52基のリフト・ゴンドラが利用可能。
- ②野沢温泉の20基のリフト・ゴンドラが利用可能。
- ③平日および天候、日照時間などによって営業時間・内容の変更や、リフト運休の場合もございますのでご利用前にご確認ください。
- ④リフト券の利用可能時間帯は日中の営業時間帯になります。(早朝、ナイター等のご利用はできません。)

詳細は各スキー場にお問い合わせください。

サマーシーズン:2017年7月1日～2017年10月31日

■使用方法について

リフト券売り場にてIDカードを提示のうえ、ご利用ください。

■利用範囲について

下記の施設で2017年7月1日～2017年10月31日までご利用いただけます。なお、施設により利用可能な期間が異なります。また、有効期間が変更になる場合がございます。

○各エリア夏期営業中のリフト、ゴンドラを10%相当の割引でご乗車いただけます。

詳細は各エリアでご確認ください。

ウィンターシーズン/サマーシーズン共通

■譲渡の禁止・不正使用について

- ①IDカード、引換券及び交換後のリフト券は、引換券及びIDカードの名義人1名のみ使用できます。他人または家族の方でも譲渡する事はできません。また、リフト搭乗ゲート等において、IDカードの提示を求められる場合がございますので、ご利用の際はIDカードを携帯してください。
- ②引換券、IDカード及びリフト券を不正に使用した場合、または不正に使用したと判断できる場合は、引換券及びIDカードの使用が無効となり、引換券及びIDカードをご返却頂きます。
- ③不正使用については各エリアの索道約款により処罰されます。

■紛失について

- ①引換券およびIDカードを紛失された場合は、いかなる理由においても再発行は致しません。
- ②リフト券に交換後、リフト券を紛失した場合は、リフト券の利用可能な期間が経過するまで新たなリフト券の発行は致しません。

■諸事情による使用規定の変更について

①引換券の使用がイベント開催、天候状況、その他の諸事情により、一部使用エリア、使用可能期間、使用可能時間、使用可能設備等が予告なく変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

■その他主な使用制限について

- ①ウィンターシーズンの有効期間は、各スキー場とも2016年11月19日～2017年5月7日になります。5月8日以降は共通シーズン券でのご利用はできません。なお、積雪状況等により安全の確保ができないと判断される場合は有効期限前に運休になる場合がございます。
- ②サマーシーズンの有効期間は2017年7月1日～2017年10月31日になります。ただし、有効期間が変更になる場合がございます。
- ③有効期間が変更になった場合において、払い戻しは行いません。
- ④スノーボードの滑走可能コースに関しては、各スキー場の規定に準じます。